

「介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット」発足のご紹介 …当たり前の生活の実現をめざして…

藤岡 毅（介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット共同代表）

【発足集会】

2012年11月30日午後2時～3時30分、霞が関の弁護士会館507号室にて、「介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット」が発足しました。

部屋が小さいため事前申し込み制にして参加者を限定したのですがそれでも介護支給量の問題に直面する全国から集まった障害者、支援者、弁護士ら約70名の熱気から、この会に期待する強い思いが充満していました。

この会は、どんなに重度の障害をもっていても地域であたりまえに暮らすことのできるよう、権利としての介護保障の実現をめざす弁護士と障害者が共同して立ち上げたネットワークです。



弁護士会館での発足式の様子



共同代表の2人 左：藤岡弁護士 右：野口（後ろの映像は四国のスカイプでの参加者）



野口共同代表は筋ジストロフィーで顎で動かす電動車いす使用。障害者の地域生活を支援するCIL立川の立ち上げ時からの役員です。



発足式に全国から集まった7名の弁護士と野口で記者会見を行いました。

【介護保障の権利を巡る裁判例】

2010年7月28日、東京地裁はかつて行政から移動介護を月32時間に削減された脳性まひの鈴木敬治さんの第二次訴訟において、障害者自立支援法の重度訪問介護について一日24時間介護を前提に、うち月147時間（1日約4、7時間）の移動介護支給を認める原告勝訴判決を下し判決は確定しました。2011年9月26日、和歌山地裁はALS患者に対して一日20時間（介護保険分含む）以上の支給を行政に仮に義務付ける決定を下しました。同地裁は2012年4月25日の本案訴訟判決（仮でない最終裁判）でも一日21時間以上の介護支給決定を行政に命じ、その判決は確定しました。また同じ和歌山市の脳性まひの石田さんについても大阪高裁は2011年12月14日、一日18時間以上の介護支給を命じる判決を下しました。

日本国憲法は13条で個人の尊厳を保障し、14条で平等権を保障し、25条で生存権を保障しています。これらの判決は障害者が地域住民として当たり前の生活を送るために必要な支援を受けることは人権・権利として保障されるべきとの司法の考え方を示していると考えます。